

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護・介護職員の数に満たない場合	介護職員の数が基準に満たない場合	身体障害者手当未支給の場合	介護保険給付未支給の場合	介護保険給付未支給の場合	個別報酬制未支給の場合	夜間看護費未支給の場合	身体障害者手当未支給の場合	医療機関連携未支給の場合	口腔機能管理未支給の場合	栄養士等未支給の場合	介護士等未支給の場合	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (589 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100		-53単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +35単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別報酬制加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)	
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100										1日につき +20単位	訪問介護 -身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 -生活援助 所要時間15分未満の場合 45単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 -通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (534 単位) 要介護2 (589 単位) 要介護3 (668 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位					

※ 追加・減算時差加算(イ)を算定する場合のみ算定 (1日につき 20単位を加算)

ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
--------------------------	---

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
----------------------------	--

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)
----------------	--

チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 予定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 予定単位数×80/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 予定単位数×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)
--------------	---

※ 予定単位数は、イからマまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,203単位
要介護2 18,149単位
要介護3 20,246単位
要介護4 22,192単位
要介護5 24,259単位
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
車いす			
車いす付風呂			
特殊寝台			
特殊寝台付風呂			
床ずれ防止用具			
福祉用具貸与費 (別に指定福祉用具等に別した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数) ※各々の用具ごとに算定する(100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))
歩行器			
歩行補助具			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排尿処理装置			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)